

法令審査中のため変更の
可能性有り

神奈川県子ども目線の施策推進条例

神奈川県は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成19年に神奈川県子ども・子育て支援推進条例を制定し、様々な子ども・子育て支援を推進してきた。

しかしながら、いじめ、虐待、貧困等の子どもが直面する問題は依然として減少しておらず、近年では、ヤングケアラー、医療的ケア児等といった問題も新たに顕在化してきている。また、個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態にある子どもの問題、子育て家庭の孤立化等社会全体としての課題も浮き彫りになっている。さらに、これらの問題の中には、18歳、20歳等の一定の年齢に達した場合に終了する区切られた支援ではなく、切れ目のない支援を必要とするものが多く存在している。

こうした状況の中、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども基本法が令和5年に施行された。同法においては、子どもの意見を国や地方公共団体の施策に反映させるための措置を講ずることが求められており、神奈川県においても、子どもに対するあらゆる差別を許さず、その権利及び意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもの目線に立った施策を推進していくことが必要である。

また、子どもが幸せに暮らすためには、子どもの幸せを追求するだけでなく、子育てに関わる全ての人々が喜びを感じることができる環境が重要である。このことに鑑み、子育ての不安や負担を軽減する施策を講ずるとともに、安心して子どもを生み、育てることができるよう、「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体で子どもの人権を尊重しながら、子どもを育むことができる環境を整備していくことが不可欠である。

このような認識の下、子ども目線の施策を推進することによって、かけがえのない存在である全ての子どもに笑顔があふれ、誰もが幸せに暮らすことができるいのち輝く社会を実現するため、この条例を制定する。

目次

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 基本的施策

第1節 子どもの意見表明（第9条）

第2節 基本計画（第10条）

第3節 子どもの権利擁護等（第11条～第15条）

第4節 子ども・子育て（第16条～第26条）

第5節 推進体制等（第27条～第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約及び子ども基本法（令和4年法律第77号）の趣旨を踏まえ、子ども目線の施策の推進について、基本理念を定め、並びに県、子ども・子育て支援機

関等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、こども目線の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、こども目線の施策の推進を図り、もって誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども目線の施策 こども一人一人の立場に立ちその望みと願いを尊重しながら、こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、こども、父母その他の保護者等を支援し、及び社会全体でこどもを育てることができる環境を整備するために実施するこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
- (2) こども・子育て支援機関等 こども及び子育て家庭に対する支援、家庭生活と職業生活その他の社会生活の両立のための支援等を行う児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 こども目線の施策の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を考慮し、全てのこどもについて、その人権を尊重し、及び擁護すること。
 - ア 全てのこどもは、その生命が尊重され、成長することができること。
 - イ 全てのこどもは、国籍、性別、障害の有無及び程度等を問わず、いかなる差別も受けないこと。
 - ウ 全てのこどもは、自己の意見を表明することができ、及びその意見を適切に考慮されること。
 - エ 全てのこどもは、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (2) 子育てをする父母その他の保護者等について、出産、子育て等の負担及び不安が軽減し、又は解消され、喜びを実感することができること。
- (3) 個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重しながら、社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる必要があること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こども・子育て支援機関等、事業者及び県民（以下「県民等」という。）と連携し、総合的かつ計画的なこども目線の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民等の自主的かつ積極的なこども目線の施策に関する取組を促進するため、この条例の趣旨及び内容並びに県が実施するこども目線の施策について、県民等が関心と理解を深めることができるよう、啓発活動及び情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、こども目線の施策について、県民等に意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、こども目線の施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよ

う努めるものとする。

- 2 県は、市町村がこども目線の施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報提供、助言、広域的な見地からの必要な調整その他必要な支援を行うものとする。

(こども・子育て支援機関等の責務)

第6条 こども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、専門的な知識及び経験を生かし、他のこども・子育て支援機関等及び医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関と有機的に連携し、こども及び子育て家庭に対する支援、家庭生活と職業生活その他の社会生活の両立のための支援等を行うよう努めるとともに、県が実施するこども目線の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 こども・子育て支援機関等は、他のこども・子育て支援機関等の機能及び制度等について把握するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、こども目線の施策の重要性についての理解を深め、及び県が実施するこども目線の施策に協力するよう努めるとともに、こどもを生む従業員及びこどもを育てる従業員が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

(県民の責務)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、こども目線の施策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県が実施するこども目線の施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 こどもの意見表明

第9条 県は、こどもが社会の一員として意見を表明する機会及び社会的活動に参画する機会を確保するとともに、その意見を施策に適切に反映させ、及びその結果を当該こどもに伝えられるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、こどもが主体的に政策の立案に参加することができる取組を実施するものとする。

第2節 基本計画

第10条 知事は、こども目線の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、こども目線の施策の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、毎年、基本計画の実施状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3節 こどもの権利擁護等

(生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実)

第11条 県は、生命の尊厳、こどもの人権尊重の重要性及び子育ての意義についてこどもの関心と理解を深める教育並びにこども自身が安全な生活及び心身の健康を確保していくための教育の充実に取り組むものとする。

(いじめの防止等)

第12条 県は、全ての児童等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第3項に規定

する児童等をいう。以下この条において同じ。)が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめ(同条第1項に規定するいじめをいう。以下この条において同じ。)が行われなくなるよう必要な措置を講ずるとともに、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する社会全体の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

(児童虐待の防止等)

第13条 県は、市町村、地域住民、関係機関等と連携し、児童虐待(児童虐待の防止に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。以下この条において同じ。)の防止及び早期発見のため、相談対応その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村及び関係機関と連携し、児童虐待を受けた児童(児童虐待の防止に関する法律第2条に規定する児童をいう。以下この条において同じ。)が児童虐待を受けることなく、健やかに成長することができる良好な環境が整うよう、当該児童に対する支援並びにその保護者に対する支援及び必要な指導を行うとともに、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。以下この条において同じ。)及び地域社会の連帯が求められていることについて、啓発活動を行うものとする。

3 県は、児童虐待を受けた児童が、家庭で生活し、及び将来社会的に自立した生活を営むことができるよう、市町村及び関係機関が実施する居住環境の整備その他の児童の生活に関わる環境の整備が円滑になされるよう協力するものとする。

(要保護児童対策地域協議会に対する支援等)

第14条 県は、市町村が設置する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会(以下この条において「協議会」という。)の運営が円滑に行われるよう、協議会に対し、情報収集、進行管理等に関する助言、研修その他必要な支援を行うとともに、協議会を積極的に活用するものとする。

(社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実等)

第15条 県は、社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実と社会的自立を支援するため、児童養護施設、里親その他の家庭に代わってこどもを養育する者の役割に対する理解の促進、専門的な人材育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、社会的養護を受けた経験を有する者の円滑な社会的自立のため、その生活の実態を把握し、必要な支援を行うものとする。

第4節 こども・子育て

(こどもの社会的自立のための支援)

第16条 県は、こどもの将来の社会的な自立に資するよう、就労等の社会参加に必要な能力及び技術の習得の支援、社会参加につながる機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

(こどもの居場所づくり)

第17条 県は、こどもが他のこども、地域住民等とともに安全に安心して過ごせる居場所(以下この条において「こどもの居場所」という。)を確保するための環境の整備に努めるとともに、こど

もがこどもの居場所を利用することができるよう情報提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、県民等がこどもの居場所を設けることができるよう、環境の整備に努め、及び必要な支援を行うものとする。

(不登校のこどもに対する支援)

第18条 県は、不登校のこどもの将来の社会的な自立に資するよう、市町村及び関係機関と連携し、当該こどもの教育を受ける機会及び多様な体験をする機会を確保し、並びに当該こどもの状態に応じた居場所を提供するため、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

(ひきこもり状態にあるこども等に対する支援)

第19条 県は、ひきこもり状態にあるこどもの社会的な自立に資するよう、市町村及び関係機関と連携し、当該こども及びその家族に対する相談対応、当該こどもの状態に応じた居場所の提供その他必要な支援を行うものとする。

(孤独・孤立の状態にあるこどもに対する支援)

第20条 県は、こどもが孤独・孤立の状態（孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第1条に規定する孤独・孤立の状態をいう。以下この条において同じ。）となることを予防し、及び孤独・孤立の状態にあるこどもがその状態から脱却するための必要な支援を容易に受けることができるよう、国、県、市町村、こども・子育て支援機関等、事業者、地域住民等多様な主体の連携を促進するとともに、同条に規定する孤独・孤立対策に関し、広く県民の関心を高めるための必要な啓発活動を行うものとする。

(貧困の状況にあるこどもに対する支援)

第21条 県は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもに対する教育の支援、生活の安定に資するための支援その他必要な支援及び社会全体でこどもの貧困対策に取り組むための基盤づくりを行うものとする。

(ヤングケアラーに対する支援)

第22条 県は、ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをいう。以下この条において同じ。）に対し、ヤングケアラーの健やかな成長及び将来の社会的な自立に資するよう、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、ヤングケアラーがその置かれている状況について正しく理解し適切な支援を求めることができるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、ヤングケアラーが身近な人に相談、助言その他の支援を求めることができるよう、ヤングケアラーを支えるための体制を整備するものとする。

4 県は、ヤングケアラーの早期発見のため、県、市町村及び県民等の間において、個人情報の保護に十分配慮しつつ、それぞれが実施したヤングケアラーへの支援に関する情報の共有を促進するものとする。

(医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども等に対する支援)

第23条 県は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2

条第2項に規定する医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども（以下この条において「医療的ケア児等」という。）が健やかに成長することができ、並びに医療的ケア児等及びその家族が居住する地域で安心して暮らせるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援）

第24条 県は、こども及びその保護者並びに妊産婦に対して、プレコンセプションケア（性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を早期に身に付け、健康管理を行うよう促すことをいう。第3項において同じ。）、妊娠、出産等に関する相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、こどもを生むことを希望する者に対して、不妊及び不育に係る相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、保健指導、健康診査、産後ケアその他市町村が行う母子保健に関する事業及び市町村が行うプレコンセプションケアに関する事業が、妊娠前から出産後に至るまで切れ目なく実施されるよう支援するとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の充実を図るものとする。

（子育て家庭に対する支援）

第25条 県は、こどもを生み、育てる家庭に対して、子育ての負担及び不安の軽減又は解消を図るため、相談対応の実施、必要な知識及び情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（家庭生活における子育てと他の活動の両立のための措置）

第26条 県は、父母その他の保護者が、相互の協力と社会の支援の下に、こどもを生み、育てる家庭生活と職業生活その他の社会生活との調和を図ることができるよう、こどもを生む者及びこどもを育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育等に係る体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第5節 推進体制等

（推進体制の整備）

第27条 県は、市町村、県民等と連携し、及び協働して、こども目線の施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るための体制を整備するものとする。

（人材の確保、育成等）

第28条 県は、こども・子育て支援機関等における人材（次項において「従事者」という。）の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報提供、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

（調査研究）

第29条 県は、こども目線の施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。

（表彰）

第30条 県は、こども目線の施策の推進に寄与したものの表彰に努めるものとする。

（かながわこども・子育て支援月間）

第31条 県は、こども目線の施策に係る支援を推進するため、

少なくとも毎年度1回、かながわこども・子育て支援月間を設ける。

2 かながわこども・子育て支援月間は、通算して1月以上とするものとする。

3 県は、かながわこども・子育て支援月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(子育て支援に取り組む事業者の認証)

第32条 知事は、事業者からの申請に基づき、子育てを行う従業員に対する支援に関して知事が定める基準を満たす事業者について、優れた子育て支援に取り組む事業者である旨の認証を行うことができる。

2 前項の規定により認証を受けた事業者は、同項の申請に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の規定により認証を受けた事業者が同項に規定する基準を満たさなくなった場合、同項の認証を取り消すことができる。

4 前各項に規定するもののほか、第1項に規定する認証等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(財政上の措置)

第33条 県は、こども目線の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(神奈川県子ども・子育て支援推進条例の廃止)

2 神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年神奈川県条例第6号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の神奈川県子ども・子育て支援推進条例第16条第1項の認証を受けている事業者は、第32条第1項の認証を受けている事業者とみなす。

(検討)

4 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。